

## 土佐町テレワーク推進事業委託業務 仕様書

### 1. 業務名

土佐町テレワーク推進事業委託業務

### 2. 業務の目的

土佐町大屋敷は町内有数の古民家を活用したテレワーク拠点であり、令和3年9月より運営を開始している。新型コロナウイルス感染拡大を契機に、たくさんの組織や企業がテレワークを推進し地方への分散が広がったこと、また、地域の遊休資産を活用したテレワーク実施、サテライトオフィス設置の推進、それらを通じた地域と民間企業の連携に対する関心も高まっていることが背景にある。しかし、土佐町は四国の中央に位置し、都市部近郊のサテライトオフィスと比較しても移動距離やアクセス手段としても課題がある。近年、都市圏企業の中で新規事業開発部門の立ち上げや、イノベーションを起こす人材の採用・育成に注力する流れがあることに着目し、都市圏企業社員や地域内事業者を対象に、地域の人や資源を活用した新規事業開発や課題解決に関するビジネストレーニングを受講できるプログラムを構築する等、わざわざ土佐町を訪れる理由をつくることで他地域との差別化を図ってきた。これらをきっかけに、土佐町内で新たな事業や雇用が生まれ、都市圏から土佐町への人の流れを作り、持続可能な地域づくりに寄与することを目指している。

一方で約2年間事業を実施して、今後の方向性に対する課題も見えてきたところである。県内外企業やその社員等と多様な関係人口創出に繋げることができているが、イベント等での単発の関わりが多く、継続的な関わりとなっていない。特にボランティアでの活動には限界があり、継続的に土佐町に関わってもらうための工夫や、新たなアイデアが必要であると考える。

これらを踏まえ、以下3点に注力し、令和5年度事業を実施する。

- ① 都市圏企業やその社員が地域に一時的に滞在しながら、地域事業者等と共に課題解決や新規事業開発に取り組むことでそれらのスキルやマインドを習得でき、継続的に実践できる場を作る。また、令和7年度末までに6件の新規事業、3名の雇用に繋げることを目標として掲げる。
- ② 地域事業者や地域住民が多様な人材とタッグを組み、土佐町の新たな魅力・新たな価値の掘り起こしや体感を通じ、地域外へそれらの価値を届ける活動を実施することで、地域活性化につなげる取り組みを進める。
- ③ テレワーク拠点としての機能を担保しつつ、多様な人材が出入りすることで、共に考え共にチャレンジし、そして土佐町の未来を考える場とする。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

#### 4. 委託金額（上限）

9,986 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

#### 5. 業務の内容

令和4年度事業については、下記の通り事業を行うものとする。

##### 5.1. サテライトオフィスの設置・運営

テレワーク拠点大屋敷を、サテライトオフィス及びコワーキングスペース型で設置、運営を行う。なお、設置・運営に係る経費（家賃・光熱水費他）は、受託事業者の負担とする。現在土佐町では「テレワーク拠点大屋敷」に従事するスタッフとして令和5年6月採用を目処に地域おこし協力隊を募集している。採用が決定するまでは利用希望者が平日いつでも利用可能な状態にし、採用決定後は平日（土日祝日を除く）9時～17時常時オープンすること。なお、サテライトオフィスの利用促進に向けた地域事業者や県内事業者への情報提供やヒアリングについては、役場担当者や地域おこし協力隊と連携し進めること。地域内外の企業合宿等での活用も積極的に実施し、企業のニーズに合った受け入れを推進すること。また、既存の廃校施設を活用したシェアオフィス（「シェアオフィス相川」。詳細は別記。）と連携させ、相乗効果を発揮させること。

※家賃・光熱水費他、令和4年度の実績額の提供を求める場合は申し出ること。

（KPI）テレワーク拠点大屋敷の利用者数：延べ1,200人（内町内利用600人）/年  
地域内外企業の合宿等受け入れ：2社/年

##### 5.2. ビジネストレーニングの機会の創出・新たなビジネス機会の提供

地域課題解決や実証事業を通じたビジネストレーニングの実施を、委託期間中に行うこととし、このサテライトオフィスの売りとし、上記「業務の目的」に記載してある①～③の内容を踏まえての提案を求める。ビジネストレーニングは原則オフライン・ハイブリッド型での実施とし、実際のサテライトオフィス利用につながる内容とすること。

上記のビジネストレーニングを実施するにあたり、町内外の事業者の巻き込みも必要であることから、高知県の産業を理解した人材を配置することが望ましい。

（KPI）都市圏企業やその社員が地域に一時的に滞在しながら、地域事業者等と共に課題解決や新規事業開発に取り組むプログラムの開催数：年1回以上

ビジネストレーニング参加者数：100人以上/年

### 5.3. 大屋敷利用相談・ビジネストレーニングのアフターフォロー

地域内外事業者や地域住民が、サテライトオフィスの利用及び地域での新規事業開発・課題解決・実証事業等の相談ができるメンターの配置を行い、大屋敷利用促進に努めること。特に町内企業や住民が相談できる場を年6回開催すること。また、令和4年度実施した実践プログラム（大屋敷キャンプ）の事業化に向けたアフターフォローも必須とし、令和6年度以降の自走を前提に進めること。各チーム年間最大4回分（全体で最大12回分）は計上することとする。（オンラインでの実施も可）。

（KPI）町内企業・住民の新規事業等相談件数：24件/年

土佐町での新規事業数：2件/年

### 5.4. コミュニティー形成・情報発信

上記「業務の目的」に記載してある①～③の内容を踏まえ、これまで大屋敷を利用またはビジネストレーニングに参加した企業や社員との継続的な関係性の構築や、そこから生まれる新たな関係人口の創出を目的としたイベントの実施を提案し、一過性のものとして終わらさないこと。また、地域事業者や住民と利用者の交流の場を形成すること。

また、ホームページやSNS、WEB広告等を活用した情報発信を行い、本町ならではの資源や魅力をはじめ、ビジネストレーニング実施についての告知や経過、イベント等を効果的に発信し、本事業による都市部からの滞在・移住促進の取り組みをプロモーションすること。ホームページの更新は役場職員や地域おこし協力隊とも協力して実施してよいものとする。

※大屋敷ホームページ：<https://ohyashiki.jp/>

（KPI）ホームページの更新回数：2回/月

### 5.5. 月1回の定例ミーティングの実施

効率的な業務遂行と効果的な事業実施を実現できるように、契約月から月1回の定例ミーティングを実施すること（オンラインでの実施も可）。

## 6. 活用できる施設や事業

提案の検討にあたっては、下記の施設や事業を活用することができる。

#### ①大屋敷

土佐町の中心部に位置し、令和3年3月までは地元県立高校の寮として活用してきた古民家である。周辺にはスーパーや飲食店、医療施設、町が運営するお試し滞在施設など生活上必要な環境が徒歩圏内にまとまっており、生活上の利便性が高いことに加えて、町の様々な活動や取組の結节点的な環境である。一方で、古式ゆかしい古民家であるため、厳密なセキュリティ確保等は困難である。

※外観写真・内装写真・備品台帳・平面図等の提供を希望する場合は申し出ること。

#### ②シェアオフィス相川

棚田等に囲まれた山村地域（相川地域）に位置する廃校施設を活用したシェアオフィス。高知県と連携した「シェアオフィス事業」を活用し、オフィス環境としての整備は完了しており、現在4社が入居中である。旧教室をオフィスとして改修しており、自然に囲まれた環境で集中して業務を行うことができることに加えて、事業者ごとのプライベートスペースの確保やセキュリティ面でも万全の対応が可能である。

※写真・平面図等の提供を希望する場合は申し出ること。

#### ③パラレルワーク協力隊事業（仮称）

人口減少や少子高齢化が進行する本町において、活動人口・交流人口の増加による地域活性化、地域の継続的な情報発信、地域の人材不足解消、新たな地域の担い手として、都市圏から地域おこしに意欲のある専門的知見を有する人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を促し、地域力の維持及び強化を行うため設置するもの。

※要綱等の提供を希望する場合は申し出ること。

#### ④都市圏企業連携事業負担金（仮称）

サテライトオフィスを利用する都市圏企業やシェアオフィス入居企業などと連携しながら、土佐町の活性化や地域課題解決に資するような取り組みについて実証事業を実施するもの。

※要綱等の提供を希望する場合は申し出ること。

#### ⑤高知県シェアオフィス利用推進補助金

新型コロナウイルス感染症を契機として生まれた新しい企業及び人の流れを高知県に呼び込み、かつ、受け入れることのできる施設である県内シェアオフィスについて、高知県における新しいビジネス、雇用の創出、県内課題の解決等を通じ、関係人口及び移住者の増加並びに企業誘致の拡大を図り、県経済の活性化につなげるため、補助金を交付するもの。

※要綱等の提供を希望する場合は申し出ること。

## 7. 成果品

①事業実施報告書 1部

②利用企業等一覧 1部

※施設利用または滞在した企業及び利用者の一覧、並びに事業期間終了後に利用検討である企業等のリスト（なお、リストは随時共有すること）

③上記の電子データ

## 8. その他

- (1) 本業務の内容については、業務完了後も含み、秘密を守り、本町の許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (2) 成果品に係る著作権・著作権等の権利は町に帰属するものとする。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。